令和８年３月
防　衛　省

防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を廃止する省令について

１　改正の趣旨

防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（平成１９年内閣府令第７号。以下「主務省令」という。）は、公益信託ニ関スル法律（大正１１年法律第６２号。以下「法」という。）の規定を実施するため、公益信託の受託者が防衛大臣からその許可を得るために必要な手続等を定めている。また、防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成１９年内閣府令第１１号。以下「法律施行規則」という。）は、主務省令の規定に基づく書面の保存等について、電磁的記録によることができる旨を定めているものである。

今般、公益信託の活用を促進するため法が全部改正され、公益信託に関する法律（令和６年法律第３０号）が令和８年４月１日に施行されることにより、これまで主務官庁が行っていた公益信託の許可及び監督などは内閣府の長たる内閣総理大臣が行うこととなった。

このため、主務省令及び法律施行規則で定めている手続等は不要となることから、主務省令及び法律施行規則について、所要の改正を行う。

２　改正の概要

防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令及び防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を廃止する。

３　施行期日

令和８年４月１日